

安定型最終処分場の浸透水基準・ 周縁地下水基準(安定型・管理型)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(1)地下水等検査項目(浸透水及び周縁地下水)(別表第二)

最終改正:平成29年6月12日号外環境省令第14号

項目	基準
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	0.0005mg/L 以下
カドミウム	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下

備考:「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

・埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(2)浸透水の水質検査(安定型最終処分場)

項目	基準
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20mg/L 以下
化学的酸素要求量 (COD)	40mg/L 以下

備考:浸透水の水質検査については、BOD又はCODについて一月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

・埋立処分が終了した埋立地においては、三月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

・上記の基準に適合しない場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。